

新（R8.10.01 適用版）		現 行	
※変更箇所のみ抜粋		※変更箇所のみ抜粋	
第 1 編 総 則		第 1 編 総 則	
第 1 章 一般共通事項		第 1 章 一般共通事項	
1.1.8 工期の変更に係る事項等	<u>1. 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督員に報告する。</u> <u>(ア)設計図書の訂正又は変更による場合</u> <u>(イ)工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合</u> <u>(ウ)著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合</u> <u>(エ)資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合</u> <u>(オ)関連工事等の調整への協力による場合</u> <u>(カ)その他受注者の責めに帰すことができない事由が生じた場合</u>	1.1.8 工期の変更に係る資料の提出	契約約款の規定に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出し、協議する。
1.1.9 元下要綱の遵守	1. 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」（以下「要綱」という。）を遵守すること。 2. 受注者は、要綱に基づき施工体制台帳を作成し<u>て</u>工事現場に備え<u>置く</u>とともに、施工体制台帳及びその添付書類の写し<u>並びに施工体系図を、要綱に定める時期及び方法により</u>監督員に提出しなければならない。 3. 受注者は、要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所（工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所）に掲げなければならない。 4. 受注者は、施工体制台帳<u>又は</u>施工体系図に変更が生じた場合は、<u>要綱に定めるところにより、これらを修正するとともに、変更後の施工体制台帳、その変更部分に係る添付書類の写し及び施工体系図を</u>監督員に提出しなければならない。 5. 建設業法に基づく監理技術者を設置する場合は、当該工事に必要な資格を有する者とし、資格証明の写しを監督員に提出する。	1.1.9 元下要綱の遵守	1. 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」（以下「要綱」という。）を遵守すること。 2. 受注者は、要綱に基づき速やかに施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工計画書の提出と同時に施工体制台帳及びその添付書類の写しを監督員に提出しなければならない。 3. 受注者は、要綱に基づき各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所（工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所）に掲げなければならない。また、受注者は、施工体系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。 4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 5. 建設業法に基づく監理技術者を設置する場合は、当該工事に必要な資格を有する者とし、資格証明の写しを監督員に提出する。
1.1.10 工事実績情報システム（コリンズ）への登録	工事実績情報システム（コリンズ）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（<u>昭和</u>23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とする。 (1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 (2) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (3) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内 ただし、工事請負代金額だけの変更（工事請負代金額が 500 万円を跨ぐ変更は除く）の登録申請は要しない。	1.1.10 工事実績情報システム（コリンズ）への登録	工事実績情報システム（コリンズ）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（平成 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とする。 (1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 (2) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (3) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内 ただし、工事請負代金額だけの変更（工事請負代金額が 500 万円を跨ぐ変更は除く）の登録申請は要しない。

新（R8. 10. 01 適用版）		現 行	
1. 1. 13 提出書類の書式	(4) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略することができるものとする。 1. 書面を提出する場合の書式は、別紙様式一覧表によるほか、監督員と協議する。 2. 受注者は、監督員の指定する日（契約約款に提出期限の定めがある場合はその日）までに次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。この場合においてこれを変更する場合はその都度提出しなければならない。 (1) 工程表（第 2 号様式）…契約締結後 14 日以内 (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書（第 11 号様式） 主任技術者又は監理技術者が所属建設会社との直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は、入札申込日以前に 3 ヶ月以上）にあることを確認するため、受注者は「現場代理人及び主任技術者等通知書」に経歴書を添付するとともに、受注者との雇用関係が証明できる資料を監督員に提示しなければならない。 (3) 着工届（第 28 号様式） (4) 工事完成届（第 24 号様式） (5) その他工事施工上必要と認める書類 3. 契約約款第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。 4. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。	1. 1. 13 提出書類の書式	(4) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略することができるものとする。 1. 書面を提出する場合の書式は、別紙様式一覧表によるほか、監督員と協議する。 2. 受注者は、監督員の指定する日（契約約款に提出期限の定めがある場合はその日）までに次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。この場合においてこれを変更する場合はその都度提出しなければならない。 (1) 工程表（第 2 号様式）…契約締結後 14 日以内 (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書（第 11 号様式） 主任技術者又は監理技術者が所属建設会社との直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は、入札申込日以前に 3 ヶ月以上）にあることを確認するため、受注者は「現場代理人及び主任技術者等通知書」に経歴書を添付するとともに、受注者との雇用関係が証明できるもの（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証等）を監督員に提示しなければならない。 (3) 着工届（第 28 号様式） (4) 工事完成届（第 24 号様式） (5) その他工事施工上必要と認める書類 3. 契約約款第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。 4. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
1. 1. 14 設計図書等の取扱い	1. 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。 2. 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	1. 1. 14 設計図書等の取扱い	1. 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。 2. 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
1. 1. 22 保険の付保及び事故の補償	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。 2. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 3. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その対象となる労働者について証紙貼付方式又は電子申請方式により、適正に掛金を納付しなければならない。 また、当該請負代金額から消費税を除いた額が 100 万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を次により発注者に提出しなければならない。 (1) 最初に提出する収納書は、当初請負代金額から消費税を除いた額に	1. 1. 22 保険の付保及び事故の補償	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。 2. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 3. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。 また、当該請負代金額から消費税を除いた額が 100 万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を次により発注者に提出しなければならない。 (1) 最初に提出する収納書は、当初請負代金額から消費税を除いた額に

新（R8.10.01 適用版）		現 行	
1.1.25 工事情報共有化 （工事情報共有システム（ASP））	1.5/1,000 を乗じて得た額以上の当該工事請負契約に係るものとし、工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に提出するものとする。 （注）電気、設備等の工事については、当初請負代金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 （2）前記(1)によって処理した後、<u>対象労働者の就労状況、掛金の納付若しくは充当の状況又は契約変更等により掛金の増減が必要となった場合は、必要な掛金を納付し、その収納書を</u>完成届提出の際に一括して発注者に提出するものとする。 受注者が今後の所要見込額も含めて<u>掛金を一括して納付</u>している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その<u>理由及び掛金の納付</u>予定等を記載した調書を提出しなければならない。 受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。 また、工事完成時、速やかに<u>建設業退職金共済制度掛金充当実績</u>総括表を作成し、<u>監督員</u>に提示しなければならない。	1.1.25 工事情報共有化 （工事情報共有システム（ASP））	1.5/1,000 を乗じて得た額以上の当該工事請負契約に係るものとし、工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に提出するものとする。 （注）電気、設備等の工事については、当初請負代金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 （2）前記(1)によって処理した後、貼付の状況、契約変更などにより増減の必要が生じた場合は、その都度必要数を購入し、収納書は、完成届提出の際一括して発注者に提出するものとする。 受注者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。 受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。 また、工事完成時、速やかに掛金充当総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。
	受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「<u>情報共有システム</u>」<u>実施要領</u>に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 ただし、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。		受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 ただし、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。

新（R8. 10. 01 適用版）		現 行	
※変更箇所のみ抜粋		※変更箇所のみ抜粋	
第 1 編 総 則		第 1 編 総 則	
第 1 章 一般共通事項		第 1 章 一般共通事項	
第 2 節 工事現場管理		第 2 節 工事現場管理	
1. 2. 11 施工中の環境 保全等	1. 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 48 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「再資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。 2. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。 3. 工事期間中は、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 4. 工事の施工に当たり、発生材の抑制及び再資源化や廃棄物の適正処理に努める。 5. 雨天の場合等、やむを得ない場合を除き、建築物内部施工中は極力サッシ等を解放し、通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット及び押入等閉塞箇所の扉などもできるだけ開放し、通風・換気を行う。 6. 近隣の住民及び構築物、地下埋設物、農地等の財産物に対しては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和 62 年 3 月 30 日）及び「薬液注入法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省官技発第 160 号 昭和 49 年 7 月 10 日）、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（建設省技調発第 188 号 平成 2 年 9 月 18 日）を参考にし、工事騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、薬液注入等で損害を与えないよう適切な処置をとる。 7. 仮設排水路は、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。 8. 建築物内部において、接着材又は塗料を用いて施工する場合、その使用方法、塗布量、乾燥期間、及び施工中における窓開放等に関する事項を施工計画書に明記するとともに、作業者に対しても指導を行う。 9. 建築物内部において接着材を使用する場合、引渡日の 14 日前までに当該部位の施工を完了するよう努める。また、塗装を行う場合は、メーカーに乾燥期間を確認し、引渡日まで十分な乾燥期間をとる。	1. 2. 11 施工中の環境 保全等	1. 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「再資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。 2. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。 3. 工事期間中は、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 4. 工事の施工に当たり、発生材の抑制及び再資源化や廃棄物の適正処理に努める。 5. 雨天の場合等、やむを得ない場合を除き、建築物内部施工中は極力サッシ等を解放し、通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット及び押入等閉塞箇所の扉などもできるだけ開放し、通風・換気を行う。 6. 近隣の住民及び構築物、地下埋設物、農地等の財産物に対しては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和 62 年 3 月 30 日）及び「薬液注入法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省官技発第 160 号 昭和 49 年 7 月 10 日）、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（建設省技調発第 188 号 平成 2 年 9 月 18 日）を参考にし、工事騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、薬液注入等で損害を与えないよう適切な処置をとる。 7. 仮設排水路は、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。 8. 建築物内部において、接着材又は塗料を用いて施工する場合、その使用方法、塗布量、乾燥期間、及び施工中における窓開放等に関する事項を施工計画書に明記するとともに、作業者に対しても指導を行う。 9. 建築物内部において接着材を使用する場合、引渡日の 14 日前までに当該部位の施工を完了するよう努める。また、塗装を行う場合は、メーカーに乾燥期間を確認し、引渡日まで十分な乾燥期間をとる。